

短期入所日数が要介護認定有効期間のおおむね半数を超える理由書

年 月 日

鳥栖地区広域市町村圏組合

管理者

様

事業所名称

連絡先

代表者氏名

(担当介護支援専門員の氏名 )

下記理由により、短期入所利用日数が介護認定有効期間のおおむね半数を超えるので、居宅サービス計画書（第1表～第4表）を添えて届出します。

モニタリングは居宅で実施します。

【※初回のみチェック】

被 保 険 者	氏 名	( 歳)			被保険者番号	0	9	0						
	住 所								性 別	男・女				
	認定期間	年 月 日～			年 月 日			要介護度						
家 族 構 成		氏 名	年 齢	本人との続柄	生活の状況（心身の状況・介護の状況等）									
本人の状況														
短期入所サービスを利用する理由														
今後の方針														

欄内で納まらない場合は、別紙（任意用紙）を添付してください。

## 短期入所サービスの利用について

短期入所生活（療養）介護サービス（以下「短期入所サービス」という。）は、要介護者の在宅生活を維持する観点から、利用者の心身機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るためのものです。

### ●認定有効期間のおおむね半数を超えて短期入所を利用する場合

居宅サービス計画作成にあたっては、居宅介護支援基準省令第13条第21号の規定に基づき、短期入所サービスの利用日数が、要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないとされています。

ただし、「おおむね半数を超えない利用」とは、在宅生活の維持という観点からの目安ですので、一律・機械的に適用されるものではなく、特に必要と認められる場合においては、認定有効期間のおおむね半数を超えて「短期入所サービスを居宅サービス計画に位置付けることも可能」となっています。

そこで、短期入所日数が要介護認定有効期間のおおむね半数を超えると判断される場合、「短期入所日数が要介護認定有効期間のおおむね半数を超える理由書」の提出を行ってください。

なお、提出にあたっては、以下の点に留意してください。

- ①短期入所サービスの利用については、有効期間のおおむね半数を超える場合であっても、その利用者の心身の状況等を十分に勘案し必要最低限にとどめること。
- ②短期入所サービスの利用がおおむね半数を超える場合にあっては、特別養護老人ホーム等への入所待機状態にあるか。また、本理由による待機者については、入所の優先順位が比較的高いと考えられるが、特定の施設のみでなく複数の施設に入所予約をするなど、短期入所のおおむね半数を超える利用の早期解消に努めていること。

居宅サービス計画作成時に、短期入所サービスの利用日数が有効期間のおおむね半数を超えると判断される場合は、「短期入所日数が要介護認定有効期間のおおむね半数を超える理由書」を提出してください。

※次期有効期間において同様におおむね半数を超えると判断される場合は再度提出すること。